

「出張！福祉・介護の仕事PR隊」派遣調整要領

この要領は、福井県福祉人材センター（以下、「人材センター」という。）が地域のイベント等の受入れの同意を得て、「福祉・介護の仕事PR隊」（以下、「PR隊」という。）を派遣する場合の手続きに関して、必要な事項を定めるものである。

1 派遣先

PR隊の派遣先は、原則として県内で開催される公的なイベントに限るものとする。

2 地域イベントの情報収集

年度当初に各自治体や市町社協、公共団体に協力を依頼し、別紙の「受入協力書」により、受入れの同意と協力いただける地域イベントの情報収集を行う。

3 派遣の調整

人材センターは、「受入協力書」の提出を受けて派遣の調整を行う。ただし、当該イベントの内容が次のいずれかに該当する場合は、派遣できないものとする。

- (1) 開催日において人材センターの他の業務との調整がつかない場合
- (2) 特定の個人、商品、政党および宗教団体を支援するイベントの場合
- (3) 高額な入場料を徴収するイベントの場合（社会福祉を目的とする場合は除く）
- (4) 法令または公序良俗に反しているとみなされる場合
- (5) その他、人材センター所長が派遣について不相当と認めたとき

4 派遣可否の連絡

派遣の可否は、人材センターから主催者に電話にて連絡するものとする。

5 PR活動にかかる協議

人材センターおよび主催者は、PR隊の派遣にあたり、次の項目について事前に協議する。

- (1) PR用ブースの設営場所に関すること
- (2) PR用ブースの搬入・撤収方法に関すること
- (3) PR隊による来場者へのグッズの配布に関すること
- (4) イベントの中止・順延に関すること
- (5) イベント中の緊急時の対応に関すること
- (6) その他主催者側で定めたPR活動上の制限事項

6 派遣料

派遣に係る費用は、すべて人材センターが負担するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、PR隊の派遣に必要な事項は、人材センター所長が別に定める。